

2023年9月
株式会社西京銀行

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対する当行の対応について

西京銀行は、2023年10月より開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）に関し、当行が発行する適格請求書（インボイス）について、以下のとおりお知らせします。

なお、インボイスの発行は原則として法人および個人事業主のお客さまを対象とさせていただきます。

インボイスはお客さまが仕入税額控除を受けるために必要となりますので、大切に保管いただくようお願いいたします。

1. 当行の適格請求書発行事業者登録番号

T8250001008844

2. 当行が発行するインボイスについて

(1) 営業店窓口で手数料（振込手数料、両替手数料等）をお支払いいただく場合

- 窓口で簡易インボイスの要件を満たした領収書をお渡しします。

(2) 預金口座からの自動振替で手数料をお支払いいただく場合

- 月単位でまとめ、翌月、インボイスの要件を満たした書面を郵送します。
- 書面が届かない場合、お手数料をおかけしますが、お取引店までお問い合わせください。
- 法人インターネットバンキングご利用のお客さまは、ログイン後画面に掲載しているインボイスに関するお知らせをご確認ください。
- 残高証明書継続発行手数料につきましては、残高証明書の郵送時にインボイスに関するお知らせを同封します。

3. ATMの利用手数料について

- ATMで発生する手数料は、法令の定めにより、「3万円未満の自動サービス機におけるお取引」に該当するため、インボイスの交付が不要になります。

◇◆本件に関するお問い合わせ◆◇
西京銀行 総合企画部（担当：河本）
TEL：080-6300-7776